

W T O 交渉について

平成 1 8 年 8 月

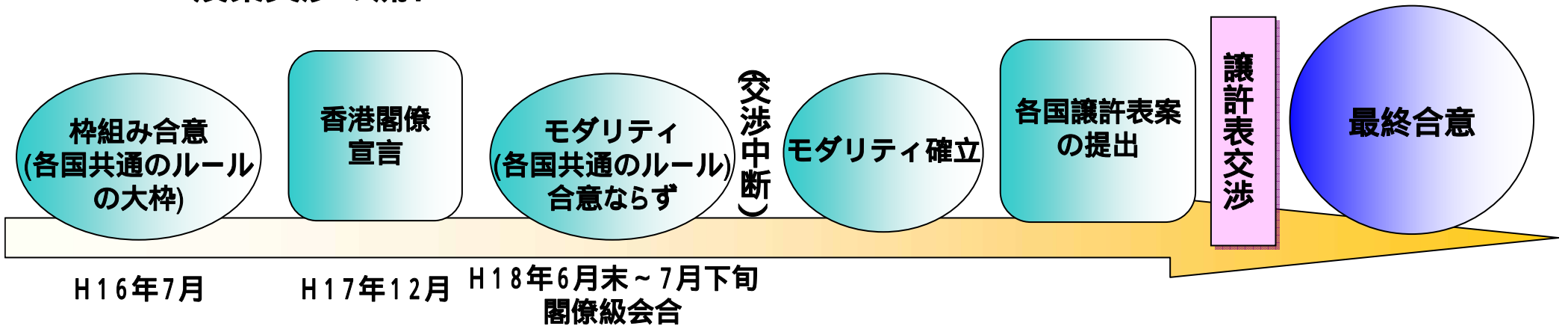
農林水産省

WTO農業交渉について

1. WTO農業交渉の3分野



2. WTO農業交渉の流れ



関税削減方式の考え方など、数字入りの各国共通ルールを決める前提となる大枠を決定

構造的要素のうち意見の収れん部分及び交渉スケジュールを盛り込んだ閣僚宣言を採択。

6月末の閣僚級会合及び7月下旬のG6閣僚会合で集中的な議論が行われたが、合意に至らず、交渉が中断。

関税削減率や、詳細な要件などが入った各国共通ルールの決定。

各国がモダリティに基づいた包括的な譲許表案を提出。

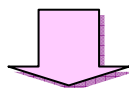
各国毎に、「 の関税率は %とする」など個別具体的な約束を決定。

W T O 交渉の構図と現状

【W T O 交渉の最近数ヶ月の構図】

米国が農業の国内支持、日本・E Uが農業の市場アクセス、ブラジル・インドをはじめとする途上国グループが非農産品(N A M A)、サービスの市場アクセスについて防御を行いながら、相互に他の分野で相手を攻撃するという「三角形」の状態にあり、これをいかに打開するかが焦点。

一方、最上位層の関税削減率と上限関税、重要品目の数、更には途上国向けの特別品目(S P)の数は、相互に関連。上限関税は、G10とそれ以外で対立。重要品目の数は、米国、ブラジル等が強硬な主張。



【6月末の閣僚級会合及び7月下旬のG6閣僚会合】

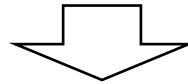
6月末の閣僚級会合、G8サミットの要請を受けた7月下旬のG6閣僚会合において、農業の市場アクセス、農業の国内支持、非農産品の野心の水準やバランス等につき集中的な議論を実施。しかし、米国が農業の大幅な市場開放を要求する一方で、自らの農業補助金削減で柔軟性を示さなかったこと等から各国の意見の隔たりが縮まらず、合意に至らなかったため、交渉が一時中断。

(参考1) WTO農業交渉にのぞむ我が国の考え方

我が国は、「多様な農業の共存」を基本理念とし、「守るところは守り、譲るところは譲る、攻めるところは攻める」という姿勢で、国内農業の構造改革を強力に進めながら、戦略的かつ前向きに対応。

多様な農業の共存

- ・開かれた貿易秩序とともに、食料安全保障の確保など農業の多面的な機能も重要
- ・異なる条件下にある各国農業が維持・存続できる基盤が必要



国内農業の構造改革の推進

- ・担い手の育成、国産品の高付加価値化等により、農業の国際競争力を強化
- ・農政改革の継続が可能となるよう、現実的な貿易ルールが必要

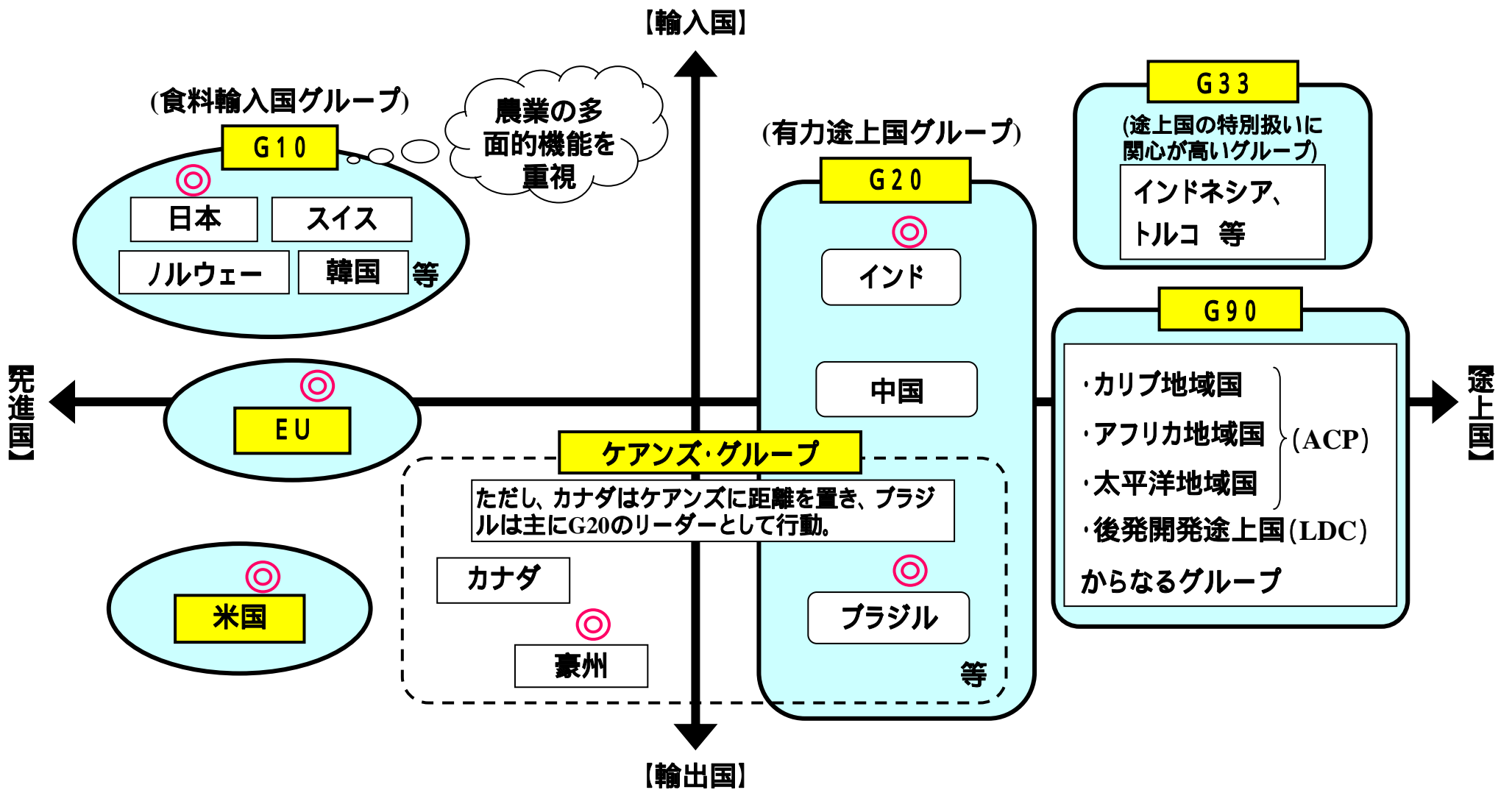
輸出国と輸入国のバランスのとれた貿易ルールの確立

- ・輸入国には様々な規律が存在する一方、輸出国への規律は緩いため、バランスの回復が必要

途上国の開発への貢献

- ・途上国の事情に配慮した特別な扱いなど、一定の措置が必要
- ・市場アクセス改善のみならず、協力を組合せた支援も重要（昨年12月の開発イニシアティブ）

(参考2) WTO農業交渉の主要国・グループ



(注1) G10構成国: 日本、スイス、ノルウェー、韓国、台湾、アイスランド、イスラエル、リヒテンシュタイン、モーリシャス

(注2) 印を付した米国、EU、ブラジル、インド、豪州、日本は、G6のメンバー国